

Q

入院することになり、病院から
「高額療養費」の申請をすると言われたのですが、..

A

お支払い前であれば「マイナ保険証」か
げんど がくてきようにんていしょう
「**限度額適用認定証**」をご申請ください。

マイナ保険証をご利用の場合、申請書を提出する必要はありません!
※低所得者の区分に該当する方は申請が必要になります。



✓ 「高額療養費」の申請ではないの?

同月内の医療費(保険診療)が**自己負担限度額**※を超えた場合に、**高額療養費の申請**をすれば超えた分があとから払い戻されます



しかし



高額療養費は
払い戻しに時間がかかり、手続きが大変!
・払い戻しまで診療月から**約4か月**かかります
・1か月ごとに1枚申請書の提出が必要

※自己負担限度額
はここで確認



でも

マイナ保険証・**限度額適用認定証**なら
病院(調剤薬局)で提示するのみ
・限度額適用認定証の場合、受付後**1週間~10日間**でご自宅に到着
・最長1年間有効

入院や日帰り手術、抗がん剤治療などの
高額な医療費のかかる**通院、調剤**でもご利用いただけます。



✓ 一部の方は**高齢受給者証**が限度額適用認定証の代わりになります!
以下①~③を全て満たす方は、ご申請いただく必要ございません。

- ① 70歳以上75歳未満
- ② 「被保険者の住民税」が課税の方
- ③ 高齢受給者証の負担割合が2割の方 又は 「被保険者の標準報酬月額」が83万以上